


所管部課	市民部 市民課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市印鑑条例の一部を改正する条例について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
(1)改正理由 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)」の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正される。これに伴い、東大和市印鑑条例の文言を、その他の文言整理等と併せて、一部改正する。				
(2)改正の要旨 条例第3条第2項第2号の表現を「成年被後見人」から「意思能力を有しない者」に変更する。 印鑑登録証明事務処理要領に則り、条例第7条第2項、第8条第1項第3号及び第8条第1項第7号の文言を整理する。				
(3)施行日 令和元年12月14日				
(4)影響及び効果 上記の法律に沿った事務が執行できる。				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)				
令和元年11月19日 印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について通知				
令和元年11月25日 文書課において審査済み				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
令和元年第4回市議会定例会に議案として提出したい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。